

- ・生活保護法
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による

柔道整復

あんま・マッサージ

指定施術機関処分届書

はり・きゅう

団体コード

地区コード

施術者コード

--	--

--	--

--	--	--	--	--	--

指 定 施 術 機 関	施術所名称	<b>中之島鍼灸院</b>					
	施術所所在地 (ビル・マンション名等)	〒 <b>530-0005</b> <b>大阪市北区中之島1-3-20 中之島ビル1階</b> TEL ( <b>06</b> ) <b>6208</b> — ****					
	施術者氏名	<b>大阪 花子</b>					
	施術者住所 (ビル・マンション名等)	〒 <b>530-0025</b> <b>大阪市北区扇町2-1-27</b> TEL ( <b>000</b> ) <b>0000</b> — <b>0000</b>					
処分の種類	<b>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 第9条第1項に規定する処分</b>						
処分年月日	令和 <b>6</b> 年 <b>5</b> 月 <b>20</b> 日						

上記のとおり申請します。

令和 **6** 年 **5** 月 **30** 日

〈届出者(施術者)〉

大阪市長様

〒 **530-0025**

住所 **大阪市北区扇町2-1-27**

氏名 **大阪 花子**



受付印

施術者連絡先TEL **000-0000-0000**

## 注意事項

- 1 この申請書は、大阪市内に施術所を開設している施術者、および大阪市にお住まいで施術所に勤務している施術者が申請する場合、大阪市長あてに提出してください。
- 2 この書類は、生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分を受けた後、速やかに提出してください。
- 3 この書類は、施術者一人につき1枚ずつ作成してください。また、一人の施術者が複数の施術を行っている場合は、施術ごとに1枚ずつ作成してください。

## 記載要領

- 1 標題の「施術の区分」は、該当する□にチェックしてください。
- 2 「施術所名称」は、略称等を用いることなく、正式な名称（指定申請の際に記載した施術所名称）を記載してください。
- 3 指定施術機関の「所在地」は、施術所の所在地を記載してください。
- 4 「処分の種類」及び「処分年月日」は、生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分及びその処分を受けた年月日を記載してください。  
「施術者連絡先」については、この書類の記入事項にかかる本市からの照会に対応する施術者本人の連絡先を記入してください。
- 5 「届出者（施術者）」は、当該指定申請を行う施術者の住所及び氏名を記載してください。